

株式会社アークコア

定 款

平成 15 年 11 月 1 日 作成
平成 16 年 12 月 28 日 改正
平成 17 年 5 月 18 日 改正
平成 18 年 1 月 27 日 改正
平成 19 年 1 月 24 日 改正
平成 20 年 1 月 25 日 改正
平成 20 年 5 月 28 日 改正
平成 21 年 5 月 26 日 改正
平成 22 年 5 月 26 日 改正
平成 23 年 5 月 26 日 改正
平成 25 年 3 月 25 日 改正
平成 26 年 3 月 1 日 改正
平成 26 年 5 月 28 日 改正
平成 28 年 5 月 26 日 改正
令和 3 年 7 月 30 日 改正
令和 4 年 5 月 26 日 改正

定 款

第1章 総 則

(商号)

第1条 当社は、株式会社アークコア（英文 Ark Core, Inc.）と称する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 自動車、オートバイ及びその部品、用品の販売、修理、リース
2. 中古自動車、中古オートバイ及び中古部品、中古用品の販売、修理、リース
3. 自動車及び自動二輪車の運送取り扱い業
4. 損害保険代理業及び生命保険の募集に関する業務
5. 広告、イベント及び催事の企画、立案、制作、運営並びに広告代理店業
6. インターネットを利用した情報通信システム及び電子商取引に関する各種サービスの企画、開発、設計、管理運営に関する業務
7. コンピュータによる情報処理事業及び情報提供サービス業
8. 経営コンサルティング及びマーケティング業務
9. 映像ソフト、音楽ソフト、ゲームソフト及び書籍の制作、販売並びにレンタル
10. コンピュータソフトウェア及びハードウェア及びその周辺機器の企画、開発、販売
11. 旅行業並びにスポーツ施設、宿泊施設、ゲームセンター、歌唱施設、喫茶店及び飲食店の経営
12. 自動販売機による嗜好品及び各種食品飲料の販売
13. 一般労働者及び特定労働者派遣事業
14. 古物売買
15. オートバイ及びその部品、用品の製造
16. その他古物全般の販売、修理、リース、運送取り扱い業
17. 保育園の経営
18. 美容院、ネイルサロン、まつげパーマ及びエクステンションに関するサロンの経営
19. コインランドリーの経営
20. 倉庫保管業務
21. 前各号に関する輸出入及び通信販売並びに受託業務
22. 前各号に関するフランチャイズチェーンシステム展開のための加盟店の募集、経営指導、店舗の開発販売並びにこれらの店舗に帰属する営業権、什器、備品消耗品等商品の販売または賃貸
23. 不動産の売買、仲介、斡旋、賃貸及び管理
24. 不動産鑑定業及び不動産に関するコンサルティング
25. 金融商品取引業、その他金融業
26. 前各号に附帯する一切の事業

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を東京都豊島区に置く。

(機関)

第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査役
3. 監査役会
4. 会計監査人

(公告)

第5条 当社の公告は、電子公告により行う。ただし、不測の事態により電子公告できない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、7,880,000株とする。

(自己の株式の取得)

第7条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会決議をもって自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当社の単元株式数は100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第9条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
- 3 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成及び備え置き、株主名簿及び新株予約権原簿への記載または記録、並びにその他株式及び新株予約権に関する事務は、株主名簿管理人に取扱わせ、当社においてはこれを取扱わない。

(株式取扱規程)

第11条 株主名簿及び新株予約権原簿への記載または記録、その他株式及び新株予約権に関する手続き、株主の権利行使に際しての手続き等及びその手数料は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

(基準日)

第12条 当社は、毎事業年度末日の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。

- 2 前項のほか、必要があるときは、取締役会の決議によりあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。

第3章 株主総会

(招集)

第13条 当社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に随時これを招集する。

2 株主総会は、東京都各区内においてこれを招集する。

(招集権者及び議長)

第14条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議に基づいて、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2 取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(電子提供措置等)

第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面を記載しないことができる。

(決議の方法)

第16条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第17条 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。この場合、株主または代理人は、代理権を証明する書面を株主総会ごとに当社に提出するものとする。

(議事録)

第18条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録する。

第4章 取締役及び取締役会

(員数)

第19条 当社の取締役は、7名以内とする。

(選任方法)

第20条 取締役は、株主総会において選任する。

2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(任期)

第21条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。ただし、任期満了前に退任した取締役の補欠または増員により選任された取締役の任期は、在任する取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役)

第 22 条 当会社を代表する取締役は、取締役会の決議により、これを選定する。

(役付取締役)

第 23 条 取締役会の決議により、取締役の中から、取締役会長及び取締役社長各 1 名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を置くことができる。

(取締役会の招集権者及び議長)

第 24 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。
2 取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第 25 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
2 取締役及び監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議方法)

第 26 条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。
2 当会社は、会社法第 370 条の要件を満たす場合は、取締役会の決議の目的である事項について、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会の議事録)

第 27 条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印または電子署名を行う。

(報酬等)

第 28 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議により定める。

(取締役の責任免除)

第 29 条 当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議をもって、法令の定める限度において、取締役（取締役であった者を含む。）の責任を免除することができる。
2 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、取締役の責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、100 万円以上であらかじめ定めた金額または法令の規定する額のいずれか高い額とする。

第 5 章 監査役及び監査役会

(員数)

第 30 条 当会社の監査役は、4 名以内とする。

(選任方法)

第 31 条 監査役は、株主総会において選任する。
2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株

主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

- 3 当社は、法令に定める監査役員の数を欠くことになる場合に備え、会社法第 329 条第 3 項の規定に基づき、株主総会において補欠監査役を選任することができる。
- 4 前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後 4 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

(任期)

第 32 条 監査役員の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。ただし、任期満了前に退任した監査役員の補欠として選任された監査役員の任期は、退任した監査役員の任期の満了する時までとする。

(常勤監査役)

第 33 条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

- 第 34 条 監査役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査役員に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
- 2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

(監査役会の決議方法)

第 35 条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

(監査役会の議事録)

第 36 条 監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した監査役員がこれに記名押印または電子署名を行う。

(報酬等)

第 37 条 監査役員の報酬等は、株主総会の決議により定める。

(監査役員の責任免除)

- 第 38 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議をもって、法令の定める限度において、監査役（監査役であった者を含む。）の責任を免除することができる。
- 2 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間で、監査役の責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、100 万円以上であらかじめ定めた金額または法令の規定する額のいずれか高い額とする。

第 6 章 会計監査人

(会計監査人の選任)

第 39 条 会計監査人は株主総会において選任する。

- 2 会計監査人の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(会計監査人の任期)

第 40 条 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 前項の株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任

されたものとみなす。

(会計監査人の報酬)

第 41 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

第 7 章 計 算

(事業年度)

第 42 条 当社の事業年度は、毎年 3 月 1 日から翌年 2 月末日までの 1 年とする。

(期末配当金)

第 43 条 当社は、株主総会の決議によって、毎事業年度末日の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下、「期末配当金」という。）を支払う。

(中間配当金)

第 44 条 当社は、取締役会の決議によって、毎年 8 月 31 日の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第 454 条第 5 項に定める剰余金の配当（以下、「中間配当金」という。）をすることができる。

(配当金の除斥期間)

第 45 条 期末配当金及び中間配当金は、支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。

2 未払いの期末配当金及び中間配当金には利息をつけない。

附則

- 1 現行定款第 15 条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除及び変更案第 15 条（電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第 70 条）附則第 1 条ただし書きに規定する改正規程の施行の日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。
- 2 前項の規定に関わらず、施行日から 6 ヶ月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第 15 条はなお効力を有する。
- 3 本附則は、施行日から 6 ヶ月を経過した日または前項の株主総会の日から 3 ヶ月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。